

項目		変更内容
P4	はじめに	○新たに追加
全体		○イメージ図を追加 (図表1、2、3、4, 5、6、7、10、11、12、14、15、16、17、18、20)
		○協定締結状況(暫定値)等を追加(図表8、13、19、21、22) 参考資料として二次医療圏別協定締結状況(暫定値)を記載(図表39~46) ※協定締結状況については、10月25日時点の数値であり、今後変動
P18	第1章 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項 2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項 (6) 予防接種	○新型コロナ対応を踏まえ、予防接種に係る接種体制の整備等について、以下下線部分を追加。 「感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、必要に応じ、府は、予防接種法第6条に基づき、臨時に府民に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示する。また、府又は市町村は、国の方針を踏まえ、関係機関との連携等により予防接種業務を担う人材を確保する等、臨時の予防接種が適切に行われるよう接種体制の構築を図るとともに、府民に対し、予防接種に関する正しい情報について周知する。」
P22	第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 (1) 各機関等の取組み イ 地方衛生研究所の対応	○地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所におけるゲノム解析について、以下を追加。 「また、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所においては、検査への民間検査機関参入等に伴い、ゲノム解析等に重点化する。」
P27	第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 (3) 新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の整備	○「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領に基づき定める初動対処の具体の対応について」を踏まえた記載の追加と、発生・まん延した新興感染症が事前の想定と大きく異なる場合の記載を追加。 「新興感染症の発生時において、府知事は、医療措置協定締結医療機関に対し、医療提供体制及び物資の確保について、その時点の状況を確認した上で、協定に基づき、医療提供を要請する。 なお、実際に発生及びまん延した新興感染症が、国内外の最新の知見等を踏まえ、国において事前の想定とは大きく異なる事態であると判断された場合には、府は、その感染症の特性に合わせて、医療機関と協議の上、協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行う。」

大阪府感染症予防計画(案)における、素案(令和5年8月31日時点)からの主な変更点

項目		変更内容
P38	第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 (4) 医薬品の備蓄又は確保等	<p>○第3回大阪府感染症対策部会において、委員より、「医薬品の備蓄又は確保等に当たり、医療関係団体との連携が重要」とのご意見を踏まえ、以下下線部分を追加。</p> <p>「府は、新興感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品等の供給及び流通を適確に行うため、<u>医療関係団体と情報共有や連携を図りつつ、国との役割分担のもと、必要な医薬品等の確保に努め、新興感染症等に対応する医療機関等が、必要に応じて使用できるようにする。</u>」</p>
P43	第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項 ア 生活支援等の体制整備	<p>○第3回大阪府感染症対策部会において、委員より、「健康観察について、『体調悪化時に、適切な医療につなげることができる健康観察の体制を整備することが重要』と指針に記載されているので、その旨を計画に記載すべき」とのご意見を踏まえ、以下下線部分を追加・修正。</p> <p>「府等は、感染症法第44条の3の2第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症又は感染症法第50条の3第1項に規定する新感染症の外出自粛対象者（外出自粛に係る感染症法の規定が適用される指定感染症にあつては、当該感染症の外出自粛対象者。以下「外出自粛対象者」という。）に対する、<u>体調悪化時等に適切な医療につなげることができる健康観察の体制の整備や、生活必需品の支給等の支援を行う。健康観察や生活支援等の実施に当たっては、医療関係団体又は民間事業者への委託やICTの積極的な活用に努める。</u>」</p>
P45	第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	<p>○第3回大阪府感染症対策部会において、委員より、「大学等で養成する人材は、医師だけではない」とのご意見を踏まえ、以下下線部分を追加・修正。</p> <p>「加えて、府は、<u>感染症に関する人材の養成及び資質の向上のため、大学医学部をはじめとする、医師等の医療関係職種</u>の養成課程や大学院等との連携を図る。」</p>

大阪府感染症予防計画(案)における、素案(令和5年8月31日時点)からの主な変更点

項目	変更内容
<p>P51</p> <p>第12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の 人権の尊重に関する事項 (1) 患者等への差別や偏見の解消及び感染症についての正しい知識の普及</p>	<p>○第2回大阪府感染症対策審議会において、委員より、「新型コロナ対応において、面会制限が長く続いた事象を踏まえ、人権配慮の観点から、ウイルスの特性に応じた感染予防対策等について医療機関等への周知が必要」とのご意見を踏まえ、以下を追加。</p> <p>「新興感染症においては、病原体の特性に関する知見の蓄積に伴い、求められる感染対策が変化することから、府等は、最新の知見・情報に基づき、流行状況や場面に応じて必要とされるマスク着用等の基本的感染予防対策や面会制限等を含めた院内・施設内感染対策について、府民等や施設等に対し、普及啓発を行う。」</p> <p>○第2回大阪府感染症対策審議会において、委員より、「ワクチン接種の有無による差別等の防止についても記載すべき」とのご意見を踏まえ、以下下線部分を追加。</p> <p>「また、当該感染症の患者、医療従事者及びこれらの者の家族等に対する偏見や差別又はワクチン接種の有無等による偏見や差別をもって、人権を損なわれることがないように、特措法第13条第2項も踏まえ、府及び市町村は、当該感染症に関する広報その他の啓発活動等に取り組む。」</p>
<p>P54</p> <p>第14 特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応 (1) 結核対策</p>	<p>○第2回大阪府感染症対策審議会において、委員より、「潜在性結核感染症の治療の推進について計画に記載すべき」とのご意見を踏まえ、以下下線部分を追加。</p> <p>「府等においては、これまで、結核の早期発見及び発病の予防のため、接触者に対する健康診断や、<u>潜在性結核感染症（結核に感染しているが、発病はしていない状態）と診断された者への必要かつ適切な治療の推進、結核発症の危険の高いとされる者（ハイリスク層）や発症した際に周囲の多くの人に感染させるおそれのある者（デインジャー層）を</u>対象とした出張健診及び健康教育の実施、結核予防週間における啓発事業等に取り組んできた。</p> <p>引き続き、府等は、<u>接触者に対する健康診断や潜在性結核感染症と診断された者への必要かつ適切な治療を推進するとともに、結核についての正しい知識の啓発・普及、DOTS（服薬支援）事業、医療従事者研修や高齢者施設職員への啓発等対策の強化</u>に取り組む。」</p>